

## やまぐち婚活応援隊事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会全体で結婚を希望する独身男女（以下「独身者」という。）の出会いと結婚を応援するため、地域等のつながりを生かした結婚支援の取組を推進することを目的とする「やまぐち婚活応援隊事業」（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における「やまぐち婚活応援隊（以下「婚活応援隊」という。）とは、地域等において、結婚支援の取組を推進する者とする。

### (事業の実施)

第3条 事業は、やまぐち子育て連盟（以下「連盟」という。）が主体となり、関係機関等と協働して実施するものとする。

2 連盟は、次の事務を行う。

- (1) 婚活応援隊の募集、登録
- (2) 基本的な知識等を学ぶ研修会の開催
- (3) 婚活応援隊の登録証及び隊員証の作成及び交付
- (4) 婚活応援隊への結婚支援情報の提供

### (婚活応援隊の登録)

第4条 婚活応援隊の登録対象は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 独身者及びその関係者（以下「独身者等」という。）に対して、ボランティアとして結婚支援活動を行うことができる20歳以上の者

(2) 電子メールを使用し、連盟と連絡することができる者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、婚活応援隊として登録することができない。

(1) 結婚活動中である者

(2) 結婚相談、お見合い又は結婚のあっせん等を業とする者

(3) 宗教活動又は政治活動をすることを目的とする者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者

(5) その他、連盟が登録することが適切でないと認めた者

3 婚活応援隊の登録手続きは、次のとおりとする。

(1) 登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、登録申込書（別記様式第1号）及び身分証明書の写しを連盟に提出する。

(2) 連盟は、登録希望者が前2項に規定する事項をすべて満たすと認められるときは、

婚活応援隊として登録し、登録証及び隊員証を交付する。

(登録期間)

第5条 婚活応援隊の登録期間は、登録の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 期間満了時に引き続き登録を希望する者は、引き続き2年間登録することができる。

(婚活応援隊の活動内容)

第6条 婚活応援隊の活動内容は次のとおりとする。

- (1) 独身者等に対して連盟が提供する結婚支援情報を紹介
- (2) 独身者等に対してやまぐち結婚応援センターの利用を推奨

2 前項に規定する活動は、無報酬で行うものとする。

3 前項に規定する活動は、連盟が作成する活動の手引きに記載する活動の目的、注意事項等を理解した上で行うこと。

(秘密等の保持)

第7条 婚活応援隊は、その活動で知り得た秘密及び個人情報を、本人の承諾を得ずに、他の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。婚活応援隊でなくなった後においても同様とする。

(禁止事項)

第8条 婚活応援隊は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 独身者等に、第6条に規定する活動に対する報酬等を求めること
- (2) 個人情報の不適切な収集、漏えい、不正利用又は改ざん等を行うこと
- (3) その他、社会的信用を損なうおそれがある等、婚活応援隊として不適切な行為を行うこと

(変更の届出)

第9条 婚活応援隊は、登録申込書（別記様式第1号）に記載した事項に変更があったときは、登録内容変更届（別記様式第2号）を連盟に提出するものとする。登録内容変更届により届け出た事項に変更があったときも同様とする。

(登録の辞退)

第10条 婚活応援隊は、その登録を辞退するときは、登録辞退届（別記様式第3号）を連盟に提出するとともに、隊員証を返還するものとする。

2 連盟は、前項の規定による登録辞退届を受理したときは、その登録を抹消する。

(登録の取消し)

第11条 連盟は、婚活応援隊が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項第1号及び第2号に該当しなくなったとき

- (2) 第4条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき
  - (3) 偽りその他不正な手段により第4条第3項の登録を受けたとき
  - (4) 第8条各号に規定する行為を行ったとき
- 2 前項各号のいずれかに該当し、婚活応縁隊でなくなった者は、速やかに隊員証を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月7日から施行する。

# 登録申込書

年 月 日

やまぐち子育て連盟 キャプテン 様

下記のとおり、「やまぐち婚活応援隊」の登録を申し込みます。

## 記

ふりがな 氏名	
生年月日	年 月 日
住所	〒
電話番号	— —
メールアドレス	
誓約事項 ※□をチェックしてください。	<input type="checkbox"/> やまぐち婚活応援隊の活動は、活動の手引きに記載する活動の目的、注意事項等を理解した上で行うこと <input type="checkbox"/> やまぐち婚活応援隊の活動を行うにあたり、独身者等に報酬等を求めないこと <input type="checkbox"/> やまぐち婚活応援隊として活動上知り得た秘密及び個人情報、本人の了解なく、開示、漏えい、利用しないこと <input type="checkbox"/> やまぐち婚活応援隊の地位を利用し、又は、その活動上知り得た情報等を利用して、宗教活動や政治活動など、結婚支援以外の活動を行わないこと <input type="checkbox"/> 個人のプライバシー及び個人情報の取扱いには十分留意すること <input type="checkbox"/> 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し、又は社会的に非難される関係を有する者でないこと

※身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）の写しを添付してください。

※上記の情報は、婚活応援隊事業以外に使用しません。

## 登録内容変更届

年 月 日

やまぐち子育て連盟 キャプテン 様

住所  
氏名  
電話番号

「やまぐち婚活応援隊」の登録事項に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

### 記

変更事項	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> ふりがな <input type="checkbox"/> 氏名		
<input type="checkbox"/> 住所	〒	〒
<input type="checkbox"/> 電話番号		
<input type="checkbox"/> メールアドレス		

※変更事項欄にチェックし、変更があった項目のみ記入してください。

様式第3号（第10条関係）

## 登録辞退届

年 月 日

やまぐち子育て連盟 キャプテン 様

住所

氏名

電話番号

「やまぐち婚活応援隊」の登録を辞退したいので、下記のとおり届け出ます。

記

辞退の理由	
-------	--

※隊員証を添付してください。